

厚生労働省発老第0303001号

平成20年3月3日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

舛添 要一

諮 問 書

(療養病床から転換した介護老人保健施設に係る介護報酬改定等について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項、第48条第3項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項において準用する場合を含む。）及び第53条第3項並びに第78条の4第3項、第88条第3項及び第97条第4項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。